令和４年度
宮城県医師国保のしおり

もくじ

- ✲医師国保組合の成り立ちと役割について … 1
- ✲国民健康保険料について …… 2
- ✲令和４年度の保険料について …… 3
- ✲医師国保組合の資格について …… 4
- ✲保険給付について …… 5
- ✲自家診療について …… 5
- ✲適正受診にご協力ください …… 6
- ✲第三者行為・労災保険について …… 7
- ✲新規事業について …… 8
- ✲健診のご案内 …… 9

宮城県医師国民健康保険組合

宮城県医師国民健康保険組合の
成り立ちと役割

宮城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づき、医師とその家族及び従業員の医療の確保と保健福祉の向上を目的に昭和３３年11月1日に宮城県知事の認可を受け、医師の国保組合として事業を開始した公法人です。平成16年4月1日から従業員の家族が加入し、現在の加入者は約 5,700 名です。

当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合であります。

医療・福祉の事業に従事する組合員及びその家族の医療保障と福利厚生を担っています。

国保のしくみ

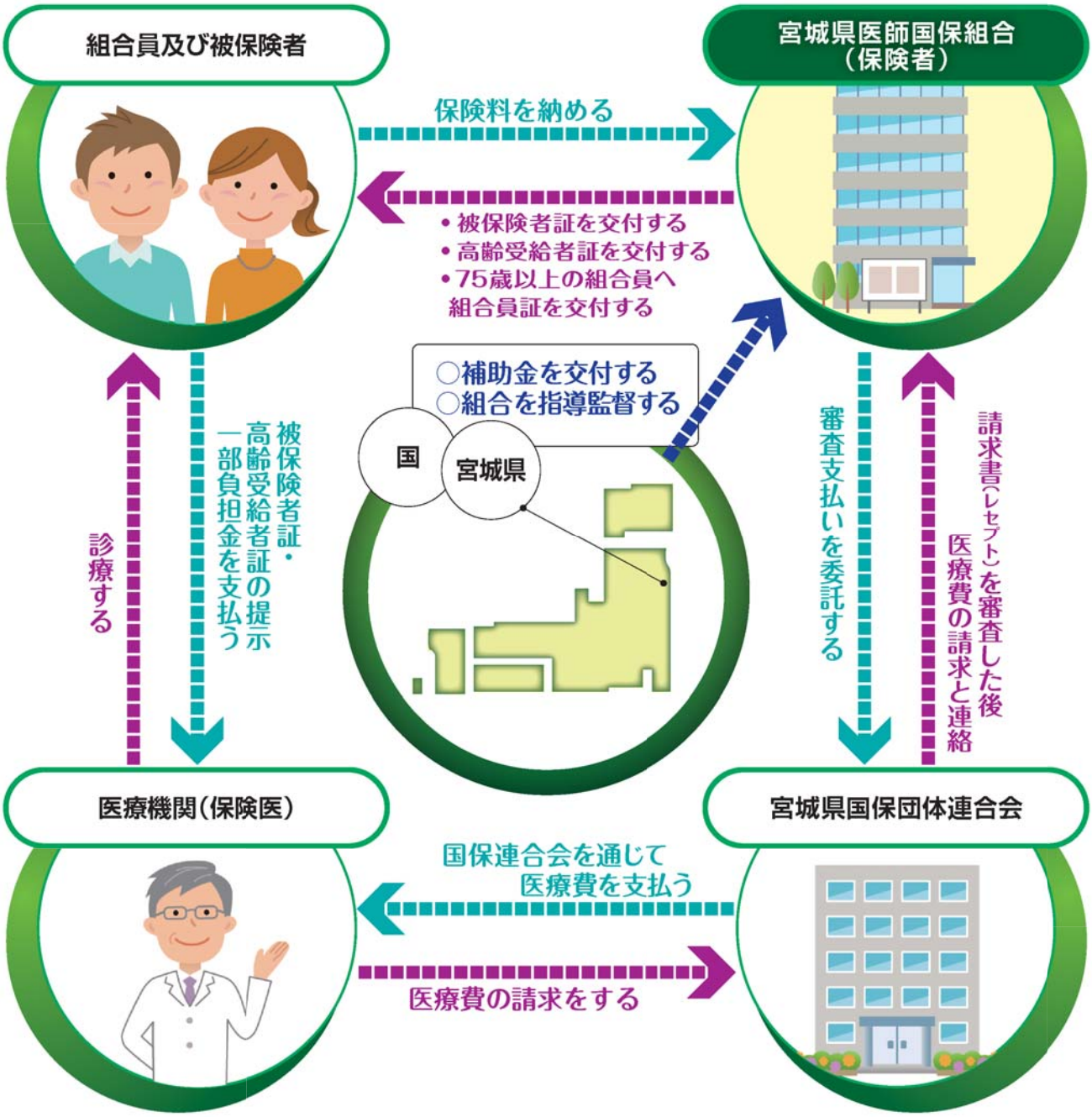

国民健康保険料について

1 保険料の種別

（1）医療給付費分（0歳～74歳の被保険者）

（2）後期高齢者支援金等分
　　第1種組合員A（75歳未満の医師）
　　第1種組合員C（大学院生及び研究生の医師）
　　第2種組合員（従業員）
　　※ 令和2年度より家族負担分はございません。

（3）介護給付費分（40歳～64歳）

※国から示される数値により決定し、全額を国へ納付しています。

（4）組合員資格継続者分
　　第1種組合員B（75歳以上の医師）

2 保険料の納入方法

年4回（4月・8月・11月・2月）第1種組合員の指定預金口座からの自動引き落としとなります。
※第2種組合員、家族の保険料は、第1種組合員（医師）の口座から併せて引き落としいたします。

3 保険料の納期

- 第1期　4月末日（4月、5月、6月分）
- 第2期　8月末日（7月、8月、9月分）
- 第3期　11月末日（10月、11月、12月分）
- 第4期　2月末日（1月、2月、3月分）

※引落日は銀行によって異なります。

4 保険料に関するお知らせ

（1）4月1日現在の人数で算定した保険料年額の「国民健康保険料納入告知書」を送付します。
※4月1日以降の届出により人数に変更があっても納入告知書は再送付いたしません。

（2）1月から12月までに納入された国民健康保険料（年間納入証明額）「国民健康保険料納入証明書」を1月中旬に送付します。
※確定申告にご使用いただく重要な書類（再発行不可）です。大切に保管してください。

5 令和４年度１人当たり月額保険料（令和４年４月分～令和５年３月分）

	改定前		改定後
	令和３年度 （令和４年３月分まで）		令和４年度 （令和４年４月分から）

［医療給付費分］

種別	改定前		改定後（1人当たり月額）
第１種組合員Ａ（75歳未満の医師）	39,800円	据え置き	39,800円
第１種組合員Ａ家族	9,800円	据え置き	9,800円
第１種組合員Ｂ（75歳以上の医師）	―	据え置き	―
第１種組合員Ｂ家族	9,800円	→	9,800円
第１種組合員Ｃ（大学院生及び研究生の医師）	23,000円	据え置き	23,000円
第１種組合員Ｃ家族	8,000円	据え置き	8,000円
第２種組合員（従業員）	12,100円	据え置き	12,100円
第２種組合員家族	8,000円	据え置き	8,000円

［後期高齢者支援金等分］

種別	改定前		改定後
第１種組合員Ａ（75歳未満の医師）	8,600円	据え置き	8,600円
第１種組合員Ｃ（大学院生及び研究生の医師）	7,700円	引き下げ	7,600円
第２種組合員（従業員）	6,500円	引き下げ	6,400円

［介護給付費分］

種別	改定前		改定後
40歳～64歳	5,700円	→	5,700円

［組合員資格継続者分］

種別	改定前		改定後
第１種組合員Ｂ（75歳以上の医師）	6,000円	→	6,000円

宮城県医師国保組合の資格について

① 加入について（要件）

第１種組合員（医師）

（1）第１種組合員Ａ及び第１種組合員Ｂ

- 医療・福祉の事業または業務に従事する宮城県医師会会員である医師。
- 宮城県の区域内に住所を有する者。

（2）第１種組合員Ｃ

- 医療・福祉の事業または業務に従事する宮城県医師会会員である医師。
- 宮城県の区域内に住所を有する者。
- 医育機関に属する大学院生及び研究生。

第２種組合員（従業員）

- 第１種組合員Ａ及び第１種組合員Ｂに雇用される従業員。
- 宮城県の区域内、また隣接県に住所を有する者。

組合員の家族

- 第１種組合員及び第２種組合員と同じ世帯に属する者。（住民票が同じである者）

※次に該当する者は加入できません。

- 協会けんぽ、健保組合、共済組合等の被保険者である本人またはその被扶養者。
- 他の国保組合に加入している者。
- 生活保護法の適用を受けている世帯。

② 資格を喪失するケース

- 第１種組合員が医療・福祉の事業または業務に従事しなくなったとき。
- 第１種組合員が宮城県医師会を退会したとき。
- 第１種組合員Ｃが大学院生及び研究生でなくなったとき。
- 第２種組合員が勤務先を退職したとき。
- 宮城県の区域外に転出したとき。（留学等含）
- 協会けんぽ、共済組合等に加入したとき。
- 死亡したとき。

※保険証はもっていても使えません!!

③ 組合員からの届出について

組合員及びその家族に異動または変更が生じたときは、第１種組合員が必要書類等を添えて 14 日以内に届け出なければなりません。

令和３年３月から医療機関等における「オンライン資格確認」が開始されましたので、**届出はすみやかに**お願いいたします。

各種申請用紙は医師国保ホームページまたは各郡市支部（医師会）窓口で入手できます。

④ 厚生年金の加入について

法人・常時５人以上の従業員を雇用する個人事業所は、健康保険・厚生年金の強制適用となり協会けんぽへの加入となります。しかし、「健康保険被保険者適用除外承認（適用除外）」を受け、厚生年金に加入することで医師国保組合に引き続き加入することができます。

また、従業員５人未満の個人事業所でもご希望により、厚生年金への加入が可能です。

保険給付について

詳しくは医師国保へお問い合わせください

給付の名称	給付内容		
療養の給付	■義務教育就学前		2割自己負担
	■義務教育就学後～69歳以下		3割自己負担
	■70歳～74歳（前期高齢者）	■現役並み所得者	3割自己負担
		■一般所得･低所得者	2割自己負担
療養費	柔道整復、治療用装具（コルセット等）、はり・きゅう・マッサージの施術等については、治療について医師の指示、同意があり、組合がその必要性を認めた場合、申請により支給します。 海外渡航中に、やむを得ない事情により医療機関にかかったとき。		
高額療養費	保険医療機関に1カ月に支払った医療費の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給されます。 入院が決まったら「限度適用認定申請書」を組合に申請し、保険証と併せて限度額適用認定証を受診の際に提示すると窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。		
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年間で支払った自己負担額の合計額が、一定の基準を超える場合には申請により超えた額を支給します。		
移送費	医師の指示により、緊急的な必要性があり移送された場合の費用を支給します。		
出産育児一時金	被保険者が出産した場合、1件につき408,000円を支給します。但し、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、12,000円を上限として加算します。		
出産手当金	令和４年４月１日以降に出産された第１種組合員及び第２種組合員（資格取得後６カ月経過）に、申請に基づき出産手当金を支給します。出産日を含む出産日前30日、出産後60日を限度とし、1日につき 1,000 円です。		
葬祭費	被保険者が死亡した場合、葬祭を行なった方に対して 200,000 円支給します。		
傷病手当金 第1種組合員A・C （75歳未満の医師）	第1種組合員（資格取得後6カ月経過）が医業並びに診療業務を継続することができなくなった日から起算して 15 日目より1日につき 10,000 円（180 日限度）を支給します。 但し、病院又は診療所の勤務医師並びに医育機関に属する第1種組合員の場合は、入院期間のみ対象とします。		
傷病見舞金 第2種組合員（従業員）	第2種組合員（資格取得後6カ月経過）が傷病のため入院したときは、入院8日目より1日につき 10,000 円（60 日限度）を支給します。		
死亡見舞金 第1種組合員B（75歳以上の医師）	第1種組合員Bが死亡した場合、遺族の代表者に対して、組合が行う葬祭費の額と後期高齢者医療広域連合が行う葬祭費との差額 150,000 円を支給します。		
入院見舞金 第1種組合員B（75歳以上の医師）	第1種組合員Bが入院した場合、入院8日目より1日につき10,000円（60日限度）を支給します。		

自家診療について Q&A

常勤・非常勤に関わらず、勤務している医療機関からの保険請求は、全て自家診療となります。保険請求があった場合は、該当の調剤を含む診療報酬明細書（レセプト）を返戻させていただきます。

Q. この度、医師国保に加入しました。勤務している医療機関で、受診した場合に保険請求はできますか？

A.保険請求はできません。
常勤・非常勤に関わらず勤務している医療機関からの保険請求は、全て自家診療となります。請求があった場合、該当の調剤を含む診療報酬明細書（以下、レセプトという）を返戻させていただきます。

Q. 自分の所属する医療機関で受診した場合、保険請求ができないのは知っていますが、院外処方箋による薬局での処方分は保険給付の対象となりますか？

A.保険給付の対象になりません。
薬局から調剤レセプトが届きましたら、自家診療として返戻します。全額実費扱いとして、薬局にお支払いただくことになりますのでご注意ください。

Q. クリニックで働いている従業員や従業員の家族（医師国保加入）を診療した場合、保険請求はできますか？

A.保険請求はできません。
従業員とその家族を診療した場合、また医師の家族を診療した場合は自家診療となります。調剤を含むレセプトを返戻させていただきます。

Q. 医療機関に医師国保に加入している２名以上の医師がいます。お互いに診療を行った場合､保険請求はできますか？

A.保険請求はできません。
自家診療になりますので、調剤を含むレセプトを返戻させていただきます。

Q. 大学病院所属ですが、医療機関にアルバイトに行くことがあります。アルバイト先の医療機関で受診した場合、自家診療になりますか？

A.自家診療になります。
アルバイト先の医療機関でご自身が勤務した日に受診した場合は、自家診療になります。

資格喪失日以降に、保険証を使用して受診する事例が多く見受けられます。
資格喪失日以降に誤って保険証を使用した場合は、いかなる状況であっても、後日医療費の返還請求をさせていただきます。請求額が高額になったり、詐欺罪に問われる可能性もございますのでご注意ください。
保険証は資格喪失日以降に本人から速やかに回収し、喪失届に添えて14日以内に提出してください。
手続きご担当者様は、喪失される方（退職予定、就職予定等の方）へ、資格喪失日以降に保険証を使用することがないよう、十分に説明をお願いいたします。

資格喪失日と有効期間について

例えば

●第２種組合員（従業員）が退職により喪失する場合
退職日翌日から使えませんので、確実に保険証を回収してください。

●家族が就職により喪失する場合
就職日から使えません。新しい保険証が手元に届かなくても、医師国保の保険証は使えませんので、速やかに回収してください。

このような場合であっても保険証は絶対に使用できません!!

- 就職して協会けんぽ等に加入した（手続き中）が、新しい保険証が届くまで不安なので、手元にあった医師国保の保険証を使った（受診したい時は加入した保険者にお問い合わせください）
- ○○クリニックを退職することになったが、保険証の返還を事業所から求められなかったので、そのまま医師国保の保険証を使えると思っていた
- 退職する日は4月20日（資格喪失日は4月21日）だったが、退職月の月末まで使えると思っていた
- 喪失日以降だったが、医療機関に保険証を提示しても何も言われなかったので、そのまま使用してしまった

●今後、医療機関を受診するときは…
新しい保険証に変わったことを窓口に申し出て、新しい保険証で医療機関に受診してください。

4月は異動の多い時期です。
届出を忘れないようにご注意ください！

第三者行為（交通事故等）の届出を忘れずに!!

交通事故（自損事故含む）や暴力行為、自転車の事故、犬に噛まれたなど、第三者（加害者）の行為により負傷した場合は、医師国保への届出が義務付けられています。必ず医師国保への連絡（TEL 022-227-0516）が必要です。本来、第三者行為による医療機関での治療費に健康保険証は使用できません。医師国保への届出を行なうことによって、健康保険証が一時的に使用できます。

医師国保では、一時的に治療費等を立て替え、後日、加害者に対し治療等に要した費用を請求することとなります。（国民健康保険法第64条　損害賠償請求権）

注意

- ■すでに加害者から治療費を受取っている場合は、健康保険を使うことはできません。
- ■労災対象の事故、飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故、犯罪行為や故意の事故などの場合、健康保険は使えません。
- ■示談を行う際は、医師国保に必ず連絡をしてください。

医師国保の保険証で治療を受ける場合は、加害者または被害者であっても医師国保への届出が義務付けられています。最近は人身傷害保険で対応するケースが増えていますが、必ず医師国保への届出をお願いします。

※なお、レセプトの傷病名によっては、負傷の原因をお尋ねする場合があります。

健康保険と労災保険について

仕事中　**通勤途中**

の事故やケガなどの場合は、

保険証は使用できません。

原則労災保険が適用となります。

その場合、健康保険証は使用できませんのでご注意ください。

医療機関に受診する際は、仕事中や通勤途中で負傷した原因を伝えて

初めから労災保険扱いでの診療を受けることになります。

▼下記のような場合でも保険証は使用できません!!

例1　仕事中の事故（ケガ）だったが、職場から保険証を使用するように言われた。

例2　通勤途中に自転車で転倒し、軽いケガをして自損事故だから保険証を使った。勤務先に迷惑がかかるから、労災保険は使えない。

例3　アルバイトなので、労災保険に加入しているか分からないから保険証を使った。

～詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。～

【令和４年度からの新規事業について】

「出産手当金を支給します」

令和４年４月１日以降に出産された第１種組合員及び第２種組合員に、申請に基づき出産手当金を支給します。出産日を含む出産日前 30 日、出産後 60 日を限度とし、1日につき 1,000 円です。(最大 90,000 円)
※出産の日の属する日の前、６カ月以上資格がある組合員

医療費のお知らせ（医療費通知）

医師国保では、被保険者の皆様に、健康及び健康保険制度に対する認識を深めていただくことを目的として、ご自身の治療にかかった「医療費のお知らせ」をお送りすることといたしました。この「医療費のお知らせ」は、医療機関を受診した世帯全員の医療費の総額について、年2回（8 月・2月）組合員のご自宅宛にお送りします。

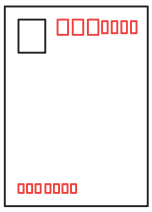

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染した組合員に対する傷病手当金の対象期間が、令和４年４月１日から６月３０日まで延長されました。（7月1日以降はホームページでご確認ください）

医師国保組合に加入している組合員が、新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間に、給与が支払われないときは傷病手当金を支給します。
申請に必要な書類等の詳細については、ホームページをご参照ください。

「マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。」

※健康保険証として利用するには申し込みが必要です。

・・・・・特定健診結果も閲覧できます。・・・・・

申込方法は特設ページでも確認できます！

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

（期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日）

令和４年度　健診のご案内

医師国保では、健診費用の助成を行なっています。健診は、みなさまの健康状態を知るための第一歩です。是非ご利用ください。詳しいご案内や受診券は、**5月末**に事業所又はご自宅へ送付いたします。
健診を受ける際には**「受診券」**が必要ですので、健診を受ける時期まで大切に保管してください。

受診券が届いたら

受診券に記載されている内容と「健診受診ガイド」をご覧いただき、ご自身にあった健診方法を選んで、直接健診機関にお申し込みください。
医師国保では提携健診機関が多くありますので、簡単に受けることができます。
また、自院での自家健診も可能です。是非ご利用ください。

健診費用はいくらかかるの？

40 歳以上の方（5 歳きざみ節目の年齢）は、30,352 円を上限として健診費用（年度中1回のみ）が医師国保から助成されます。それ以外の方も、10,186 円（40 歳未満は資格取得後 6 ケ月経過）、第1種組合員 B（75 歳以上の医師）の方は、30,352 円を上限として医師国保から助成されます。提携健診機関の中には「自己負担ゼロ」で受けられる医師国保専用コースを用意している健診機関もあります。

「日曜ドック」もあります!!

医師国保では、毎年「医師国保日曜ドック」を実施しています。日曜ドックは、ご好評をいただいており、令和４年度も開催を予定しております。
人気の日曜ドックは、先着順となりますのでお早目にお申込みください。

「歯科健診」も助成します

40 歳以上の方が、歯科健診を受けたときは、3,000 円を限度に助成します。
（年度中１回のみ）

健診は毎年受けましょう!

「行こうと思っていたんだけど･･･」忘れてしまう前に、確実に健診の予約を入れましょう。
「健康だし、生活習慣病なんて関係ない」という思い込みは禁物。自分の健康を再確認すれば、より安心です。健診を受けて、もし病気がみつかったら･･･という方も、早期発見されれば早目に治療が受けられます。年１回は必ず受診しましょう。

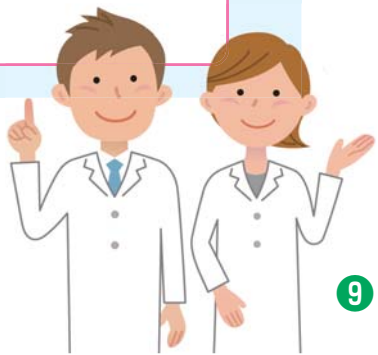

詳しくは、5月末送付の健診受診ガイドをご覧ください。

お問い合わせ先

宮城県医師国民健康保険組合

TEL:022-227-0516

〒980-0805 仙台市青葉区大手町1番5号 宮城県医師会館4F

URL:http://www.m-ishikokuho.or.jp